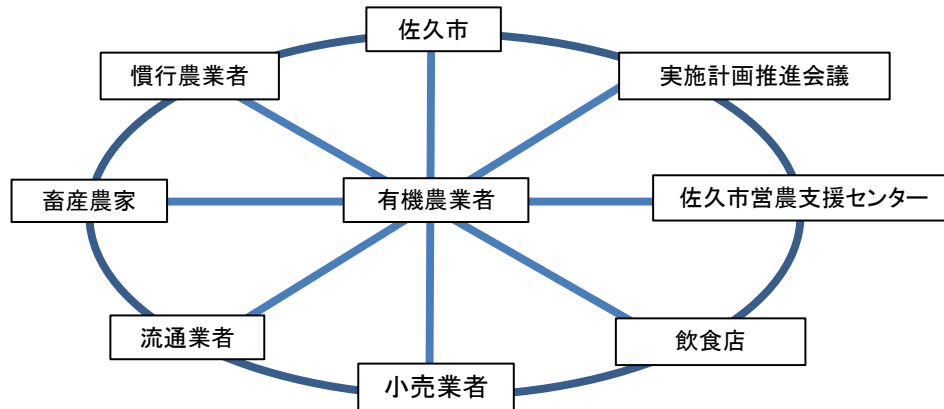


佐久市有機農業実施計画

1. 市区町村
長野県佐久市
2. 計画対象期間
令和 7年度 ～ 令和 11年度
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 当市は、有機農業に取り組む生産者や団体などが長年にわたり有機農業を行ってきた歴史があり、米、かぼちゃ、ズッキーニまたはミニトマトなど多くの品目が生産されている。 現在、環境保全型農業直接支払交付金などの制度を活用や、市内の堆肥生産施設で生産した堆肥の供給などで有機農業に取り組む生産者を支援しているが、新規に有機農業に取り組む生産者のための支援が求められていることや、有機農業に取り組む生産者間での情報共有が少ないなどの課題がある。 近年、有機農業を含めた環境にやさしい農業に関心が高まっているため、有機農業推進に関する市の指針を定め、生産者を増やすことで有機農業の産地づくりを行っていく。 イ 5年後に目指す目標 当市の「第二次佐久市農業振興ビジョン」に基づき、有機農業など持続性の高い環境保全型農業を積極的に推進していく。 関係機関と連携し、有機農業に取り組みやすい支援や有機農業に関する情報発信、農業者間での情報共有の体制づくり等を行うことで、有機農業を志す新規就農者や慣行農業から有機農業への転換を希望する農業者等が有機農業に取り組みやすい環境づくりを行う。 有機農業に取り組む営農者を、令和7年から令和11年の5年間に、33名から38名に5名増加させる。
4. 取組内容
ア 有機農業の生産段階の推進の取組 【令和7～8年度】 (有機農業体験ツアーの開催) ・有機農業を希望する新規就農者や慣行農業からの転換を希望する農業者等に対して、有機農業を体験するツアーを開催することで、有機農業に関する理解を深めてもらう。 (有機農業に関するワークショップの実施) ・農業者等に対してワークショップを開催することで、有機農業に関する理解を深めてもらうとともに、情報交換を行ってもらう。 (有機農業のモデルほ場の設置) ・モデルほ場を設置することで、ほ場見学者の興味関心を高めるとともに、今後の有機農業の実践に対する助言を行う。 (有機農業の里親研修支援) ・有機農業を希望する農業者へ研修を行う里親に対して、支援を行う。 (有機農業等実践活動支援) ・有機農業を希望する新規就農者等に対して、堆肥施用、緑肥作物播種等に関する支援を行う。 (生産に関する調査) ・有機農業に取り組む生産者に対する栽培面積や品目を調査することで、現状把握を行う。 イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組 (有機農産物の加工品試作支援) ・有機農産物を用いた加工品を試作する事業者等に対する支援を行う。 (有機農産物の学校給食への提供試験) ・有機農産物の地産地消を促すため、学校給食へ提供を行う。 (有機農産物を用いた市内飲食店等での試作料理プロモーション) ・有機農産物の認知度を高めるため、試作料理のプロモーションを行う。 (消費者の動向調査) ・消費者のニーズを把握するため、有機農産物に対する小売店等への要望調査を行い、販路の確保につなげていく。 【令和9年度以降】 令和8年度までの取組結果を踏まえ、改めて検討する。

5. 取組の推進体制

ア 実施体制図



イ 関係者の役割

(佐久市)

- ・有機農業実施計画の実施に必要な事務・支援

(有機農業者)

- ・有機農業や有機農産物に関する取り組みの施行・実践・販売

(実施計画推進会議)

- ・佐久浅間農業協同組合、長野県佐久農業農村支援センター、佐久市有機農業研究協議会、学校給食センター、農業者等で構成
- ・有機農業実施計画の見直し、助言

(佐久市営農支援センター)

- ・有機農業のモデルほ場管理、農業者等への有機農業等の活動協力、助言

(飲食店)

- ・有機農産物を使用したメニューの提供

(小売業者)

- ・有機農産物や有機農産物を用いた加工品の販売

(流通業者)

- ・有機農産物の流通の協力

(畜産農家)

- ・安定した堆肥の供給

(慣行農業者)

- ・地域計画での話し合い

6. 資金計画

別紙のとおり

7. 本事業以外の関連事業の概要

- ・環境保全型直接支払制度の活用
- ・地域計画での話し合い

8 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

長野県と共同で策定した「長野県みどりの食料システム戦略推進計画」に沿って推進を行う。

8 その他(達成状況の評価、取組の周知等)

- ・「第二次佐久市農業振興ビジョン」改定時の見直しの際に、達成状況の評価を行う。
- ・市ホームページやSNS、プロモーション動画の活用により情報発信を行い、取り組みの周知を行う。